

令和5年11月2日 14時00分
国土交通省 中部地方整備局

「国道41号高山地区電線共同溝」をPFI方式により実施します。

～「国道41号高山地区電線共同溝」を特定事業として選定～

中部地方整備局は、令和5年9月26日に「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成11年法律第117号)第5条第3項の規定により、国道41号高山地区電線共同溝PFI事業に関する実施方針を公表しました。

今般、同法第7条の規定に基づき、国道41号高山地区電線共同溝PFI事業を特定事業として選定しましたので、同法第11条第1項の規定により客観的評価の結果を公表します。

◆特定事業の概要

- ・事業名：国道41号高山地区電線共同溝PFI事業
- ・事業方式：サービス購入型、BTO(Build-Transfer-Operate)方式
- ・事業内容：国道41号高山地区電線共同溝PFI事業の設計、整備、維持管理
- ・事業概要：別添資料のとおり

※詳細は、別添資料および下記の中中部地方整備局のホームページよりご覧いただけます。

https://www.cbr.mlit.go.jp/contract/pfi/takayama_kyoudoukou/index.htm

発表記者クラブ

中部地方整備局記者クラブ

問い合わせ先

国土交通省中部地方整備局

道路部 道路管理課

道路管理課長 大竹 庸訓 (おおたけ つねのり)

道路管理課長補佐 馬場 元樹 (ばば もとき)

電話:052-953-8176(直通)

道路の異状を発見したら・・・道路緊急ダイヤル **#9910** (通話料無料・24時間受付)

【別添資料】

『国道 41 号高山地区電線共同溝PFI事業』の概要

1. 事業の目的

本事業は、道路の防災性の向上、安全で快適な通行空間の確保、良好な景観の形成の観点から、電線共同溝の整備により無電柱化を行うものである。

また、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率的かつ効果的な事業の実施や財政負担の平準化を図るため、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI法」という。)に基づくPFI手法を導入し、さらに本手法の地方公共団体への普及を図ることを目的として先行的に行うものである。

2. 事業内容

国 41 号高山地区の無電柱化を進めるため、電線共同溝の設計、整備、維持管理を実施する。

3. 事業の対象となる電線共同溝の概要

事業名称 : 国道 41 号高山地区電線共同溝 PFI 事業

場 所 : 岐阜県高山市上岡本町～岐阜県高山市冬頭町

事業延長 : 約 5.5km(道路延長:約 2.75km)

4. 特定事業の概要

PFI 手法(サービス購入型、BTO(Build-Transfer-Operate)方式)による、電線共同溝の設計、整備、維持管理

5. 事業期間

事業契約の締結日から令和 35 年 3 月 31 日まで(約 30 年間)

6. 客観的評価の概要

本事業は、PFI 事業として実施することにより、定量的評価および定性的評価に係る効果が発揮できるものと期待できる。また、実施方針公表後の事業者からの意見招請効果からも十分に実行性があるものと判断される。

以上により、本事業を PFI 法第 7 条に規定する特定事業として選定することが適当であると認める。

7. 今後のスケジュール(予定)

令和5年11月2日	特定事業の選定の公表
令和5年11月頃	入札公告、入札説明書等の公表・交付
令和5年11月頃	入札説明書等に関する第1回質問受付
令和5年12月頃	入札説明書等に関する第1回質問に対する回答の公表
令和5年12月頃	第一次審査資料(参加表明書等)の受付
令和5年12月頃	競争参加資格確認結果の通知
令和5年12月頃	入札説明書等に関する第2回質問受付
令和6年1月頃	入札説明書等に関する第2回質問に対する回答の公表
令和6年1月頃	入札書及び第二次審査資料(提案書)の受付
令和6年2月頃	選定事業者の公表

■事業対象位置図

